

工事現場における安全管理徹底のお願い

兵庫県では、本県発注の工事現場において、安全パトロールの実施や監督員の安全意識の醸成等により、工事中の事故防止の推進に努めているところです。

各工事現場におかれては、建設工事における安全管理、公衆・労働災害の防止について、平素より十分ご配慮いただいていることと思います。

しかし、残念ながら平成 30 年度 7 月末時点で、県土整備部の発注工事において重大な労働災害(失明、熱中症等)、公衆災害(河川への油流出、高圧線への接触による停電等)が発生しているほか、労働基準監督署による調査(臨検等)により、監督官から指導票や是正勧告書が交付されるケースも見受けられます。

このような状況に加え、猛暑による暑さで集中力や判断力低下による事故発生も予想されます。

については、工事現場内の労働災害はもとより公衆災害を未然に防止するため、関係法令等を遵守するとともに、工事に関係する全ての作業員等に対し、今一度事故防止の啓発を行うなど、工事現場の安全管理に努めて下さい。

安 全 + 第 一

◆土木工事共通仕様書

1-1-1-26 工事中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 29 年 3 月 31 日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

◆土木工事請負必携

6. 土木工事安全施工技術指針（抜粋）

第 1 章 総 則 第 1 節 総 則

3. 関連法令等の遵守

土木工事の施工にあたっては、本指針のほか工事に関する関係法令等を遵守のうえ安全に行わなければならない。

第 4 節 工事現場管理

1. 安全施工体制（安衛法 10～19 の 2）

工事の施工にあたっては、工事関係者が一体となって安全施工の確保を図るために、現場の安全施工体制及び隣接地工事を含む工事関係機関との連絡体制を確立しておくこと

